

橋梁個別施設計画

令和4年12月
山形県東根市建設部建設課

○平成26年3月に公布された「道路法の一部を改正する法律」及び「道路法施行規則の一部を改正する省令」により、2m以上のすべての橋梁に関し、5年ごとの近接目視による点検が義務付けられています。

○東根市が管理する橋梁については、橋梁個別施設計画に基づき、補修を実施し、状況を反映しながら、毎年度見直しを行います。

○橋梁点検の判定区分は次のとおりです。

判定区分

区分		内容	
様式			
点検表 記録様式	診断書		
I	I a	健全	構造物の機能に支障が生じておらず、措置の必要がない状態
	I b		構造物の機能に支障が生じておらず、当面措置の必要はないが、予防保全の観点から状況に応じて措置を講ずる場合もありうる状態
II	II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	III a	早期措置段階	道路橋としての構造安全性への影響はないが、第三者被害等の観点で、早期に措置を講ずべき状態
	III b		構造物としての機能（主として道路橋としての構造安全性）に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態